

地球温暖化防止のための京都議定書が来月発効する。その国内対策の一環として、環境省の中央環境審議会の部会による昨年の中間とりまとめでは、温室効果ガス削減に關し、自主

参加型の排出権取引が提案されている。本稿では強制参加型および自主参加型排出権取引につき、理論と現実の両面から考察する。

強制参加型の典型は、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスについて、個別企業・施設に一定量の排出枠を無償で与え、その枠の取引を認めるといふもので、EU(欧州連合)が導入した域内排出権取引もこれにあたる。最大の利点は、すべての主体の限界削減費用(排出量を追加的

論点



やまぐちみつね
山口 光恒
慶応大学教授

「産」「官」の信頼関係力ギに

準年(一九九〇年度)以下にとどまっているのに対し、運輸・家庭・業務部門は20・37%も増加している。産業部門に関する政府のフォローアップ(追跡調査)によると、日本経団連の自主行動計画目標(二〇一〇年度のCO₂排出

強制型はまず排出権を個別企業・施設に配分するが、ほとんどの場合、ある特定時点の排出実績を基に割り当てる。この場合、従来削減努力をしてきた企業は枠が厳しい(削減費用が高い)ので排出権の買い手になり、全く努力

環境省が提唱している自主参加型の取引は、初期配分の問題を避けつつ、世界的に拡大するであろう排出権取引に習熟しようという意図を持つもので、それなりの意義があるものである。これは、企業の自主的判断で排出枠を受け

CO₂排出権取引

に一定削減するための費用)が均等になることを通して、目標達成のための総費用が最小となることである。従って、もし産業部門の排出量を一定量に抑えるのが最優先課題であれば、強制型は極めて効果的な制度である。

しかし、二〇〇二年度のCO₂排出量は、産業部門が基礎量を基準年レベル以下に抑

制)は達成可能な範囲にあるとされている。優先すべきは産業部門ではなく民生・運輸部門なのである。

また、強制参加型は、効率性は優れていても公平性の面からは問題が多く、実際EUでもこの点を巡って協議が難航した経緯がある。

してこなかった企業の枠は緩い(削減費用が安い)ので売り手になる。公平性に基づき適正な配分基準がない中で、各企業は出来るだけ多くの配分を得て売り手になろうとするのは当然で、その結果、どのような配分でも不満が残るのである。これが現実にEUで発生していることである。これは、

入れ、それを達成した場合に補助金を受けける仕組みで、英国に実例がある。

それを見ると、CO₂の一定削減に対する補助金が約18億(約3500円)なのに対し、市場での排出権価格は3億以下に低迷している。つまり3億のものに政府が18億支払ったことになる。これは、環境経済学が専門。



環境経済学が専門。